

平成 24 年第 1 回定例会

予算決算常任委員会
生活文化環境森林分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 1 号 平成 24 年度三重県一般会計予算について・・・ 1
- 2 議案第 19 号 三重県災害ボランティア支援及び
特定非営利活動促進基金条例案について・・・ 24
- 3 議案第 28 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例案について・・・ 30
- 4 議案第 35 号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の
一部を改正する条例案について・・・ 32
- 5 議案第 75 号 平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）について・・・ 34

◎ 所管事項説明

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく
提出資料・・・ 37
・同条例第 5 条の規定により提出した「予算に関する補助金等に係る資料」

平成 24 年 3 月 8 日

生活・文化部

(議案補充説明)

1 議案第1号 平成24年度三重県一般会計予算について

■一般会計

(単位:千円)

施策 番号	施 策	H24年度当初予算額	H23年度6月補正後予算額	差引増減額	対 比
		事業費	事業費	事業費	事業費
132	交通安全のまちづくり	114,175	211,826	▲ 97,651	▲ 46.1 %
133	消費生活の安全の確保	123,787	149,453	▲ 25,666	▲ 17.2 %
211	人権が尊重される社会づくり	493,548	575,077	▲ 81,529	▲ 14.2 %
212	男女共同参画の社会づくり	29,616	97,554	▲ 67,938	▲ 69.6 %
213	多文化共生社会づくり	140,378	192,761	▲ 52,383	▲ 27.2 %
214	NPOの参画による「協創」の社会づくり	232,475	360,776	▲ 128,301	▲ 35.6 %
261	文化の振興	1,249,222	2,008,345	▲ 759,123	▲ 37.8 %
262	生涯学習の振興	5,754,453	2,438,485	3,315,968	136.0 %
331	雇用への支援と職業能力開発	2,762,425	4,244,382	▲ 1,481,957	▲ 34.9 %
332	働き続けることができる環境づくり	1,213,621	2,073,369	▲ 859,748	▲ 41.5 %
343	国際戦略の推進	94,467	90,253	4,214	4.7 %
511	行政委員会	3,106	3,434	▲ 328	▲ 9.6 %
131	犯罪に強いまちづくり	2,529	4,980	▲ 2,451	▲ 49.2 %
221	学力の向上	8,865,619	8,848,715	16,904	0.2 %
406	広聴広報の充実	12,557	12,384	173	1.4 %
	人件費等	2,069,293	2,141,200	▲ 71,907	▲ 3.4 %
	合 計	23,161,271	23,452,994	▲ 291,723	▲ 1.2 %

平成24年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成24年度は、「みえ県民力ビジョン」のスタートの年であることから、ビジョンの基本理念に基づき「みえ県民力ビジョン・行動計画」に掲げた事業を着実に推進するための予算を編成しました。

とりわけ、県民の皆さんとともに「安心・安全を実感でき、心豊かに暮らせる三重」を創るという視点を重視しながら、事業仕分けの結果もふまえ、選択と集中により、次のような事業に取り組みます。

- 将来に対する不安や閉塞感が広がる中で、県民の皆さんが心の豊かさを育み、自らの地域に愛着や誇りを持つことができるよう、中長期的な展望のもと、「文化と知的探求の拠点」として新県立博物館の整備を進めます。
- 県を取り巻く雇用経済情勢は依然として厳しく、先行きが不透明であることをふまえ、県民の皆さんが安心して日々の生活を送ることができるよう、雇用創出や就労支援を行います。

2 主な重点項目

(1) 新県立博物館整備の推進

現在整備を進めている新県立博物館は、三重に関する実物資料、記録や情報、専門的人材が集積する「文化と知的探求の拠点」として、公文書館機能を一体化し、県民一人ひとりが、三重の自然と歴史・文化を知り、深め、発信することができる施設です。

また、子どもたちにとっても、学校とは異なる実体験の中で、学び、交流し、活動できる場として、活用が期待できるものです。

平成24年度は、建築工事においては、ほぼ仕上げの段階を迎え、展示製作では、現場製作に入るための個々の資料等の収集・調査、製作等を進めます。

博物館活動と運営については、方針にそって着実に構築するとともに、開館に向けた広報活動をさらに充実させていきます。

〈主な事業〉

① 新県立博物館整備事業	予算額	5,167,626 千円
内訳		
・新博物館施設整備事業		5,138,655 千円
・みんなで作る新博物館推進事業		26,084 千円
・公文書館機能整備事業		2,887 千円
		【環境生活部へ移行】
建築工事、展示製作、情報システムの構築などの施設整備、公文書館機能の整備を含む開館後の博物館活動や運営の構築に、県民や地域の団体、関係機関の皆さんと取り組むとともに、新博物館の魅力を伝える広報をより広く展開します。		

(2) 雇用対策の推進

平成24年度は、特に厳しい若年者、障がい者等の雇用にターゲットを定め、個別ニーズを踏まえた実効性の高い就労支援に取り組むとともに、これらの施策を支える職業能力開発機会の提供などの総合的な支援を併せて行うことで、雇用の確保につなげていきます。

若年者の雇用については、安定した就労に向け、国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、総合的な就職支援サービスを提供するとともに、若年無業者の職業的自立を進めるため、県内の「地域若者サポートステーション」を支援していきます。

障がい者の雇用については、実雇用率の向上をめざし、企業、三重労働局等と連携して障がい者の態様に応じた多様な職業訓練や職場実習などを実施します。新たな支援策として、業種ごとに雇用モデルを創出し、就労支援や定着支援の取組を強化するとともに、特例子会社の設立を支援するため、補助制度を創設します。

また、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者を対象に、緊急雇用創出基金を活用し、関係部局及び市町等と連携して雇用機会の創出に取り組めます。

〈主な事業〉

① 若者就職総合サポート事業 【緊急課題解決4】	予算額	16,820千円 【雇用経済部へ移行】
-----------------------------	-----	------------------------

若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアアカウンティングやセミナー等の総合的な就職支援サービスを提供します。

- ② (新) 地域若者サポートステーション・ステップアップ事業【緊急課題解決4】 予算額 9,564千円
【雇用経済部へ移行】

若年無業者の職業的自立に向け、県内4箇所の「地域若者サポートステーション」が相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。

- ③ (新) 障がい者の「就労の場」開拓事業 予算額 21,762千円
【緊急課題解決6】 【雇用経済部へ移行】

業種ごとの雇用モデルを創出し、障がい者の就労支援や定着支援を強化します。また、特例子会社設立補助金(予算額3,000千円)を創設し、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援します。

- ④ 緊急雇用創出基金事業補助金 予算額 1,750,000千円
【雇用経済部へ移行】

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対し市町等が行う雇用機会創出事業に助成します。

3 事業の見直し

新たな行財政改革の取組の一環として実施した「三重県版事業仕分け」により、「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から52本の事業を見直すとともに、そのうちの5本について公開仕分けの対象として選定しました。

また、予算編成時において11本の事業を追加見直ししました。

公開仕分けの対象とした事業はいずれも「再検討」と判断されましたが、これらの事業については、すべてリフォームを図ったうえ継続して実施することとしています。

【公開仕分けで「再検討」と判断され、リフォームした事業】

地域文化活動発信事業費(全国俳句募集)	4,591千円
地域若者サポートステーション・ステップアップ事業費 (旧ニートサポート事業費)	9,564千円

(1) 三重県版事業仕分け

	事業本数	事業費
廃止	28本	▲2,111,870千円
リフォーム	15本	▲195,324千円
休止	0本	0千円
現行どおり	9本	▲936,552千円
拡充	0本	0千円
合計	52本	▲3,243,746千円

(2) 三重県版事業仕分け以外

	事業本数	事業費
廃止	7本	▲135,935千円
リフォーム	3本	▲680千円
休止	1本	▲4,575千円
合計	11本	▲141,190千円

新県立博物館整備の推進

(新博物館整備推進室 228-2283)

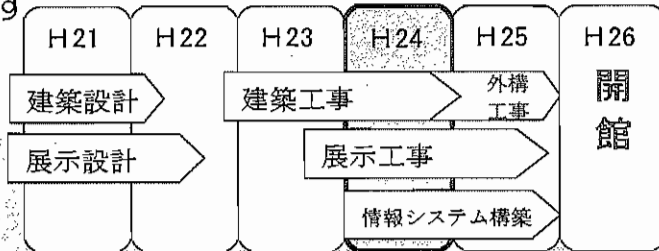
三重の自然と歴史・文化の資産を保全、継承、活用し、三重の人づくり、地域づくりに貢献する「文化と知的探求の拠点」としての新県立博物館の開館に向けて、建築工事・展示工事の推進及び情報システムの構築など必要な施設整備を進め、県民の皆さんとともに、博物館活動や運営の仕組み等の構築に取り組みます。

新博物館施設整備事業

予算額：5,138,655千円

【環境生活部へ移行】

建築工事・展示工事の推進、情報システムの構築など、県民・利用者の皆さんにとって、親しみやすく、魅力的な施設を整備していくための取組を行います



みんなで作る新博物館推進事業

予算額：26,084千円 【環境生活部へ移行】

開館後の博物館活動や運営の構築に、県民や地域の団体、関係機関の皆さんと取り組むとともに、新博物館の魅力を伝える広報をより広く展開します。

ともに考え、活動し、成長する博物館

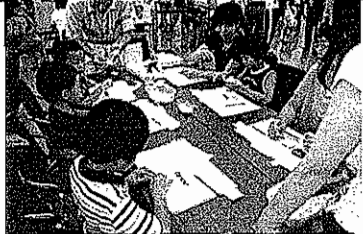
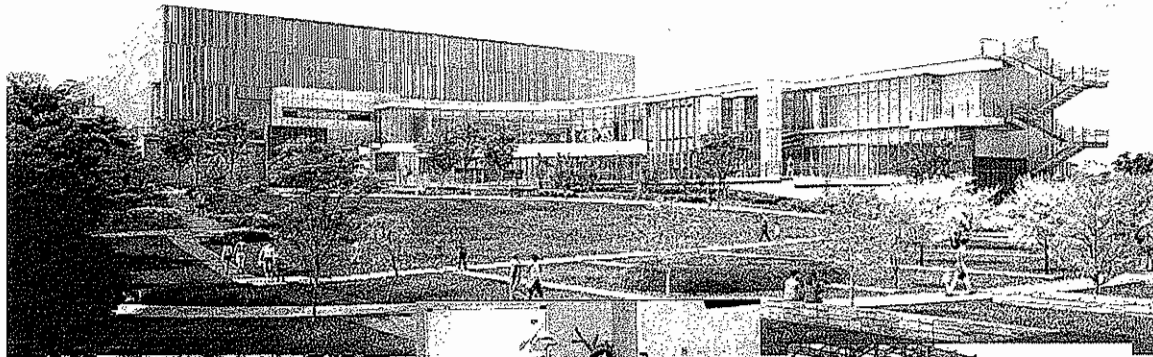
・広報活動の展開
広報計画に基づく印刷物等の発行や、駅等公共施設での看板等の掲出など

・県民との協創による博物館づくり
みんなで作る博物館会議、こども会議など

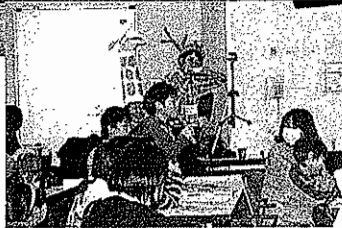
・わたしの博物館事業
新博物館づくりのための取組や広報などへの県民参加型事業を展開

・県内博物館・大学・地域の団体・まちかど博物館などとの連携事業
シンポジウム、共同事業など

活動や運営の基盤づくり



イベント等でのPR活動



こども会議



建設現場見学会

公文書館機能整備事業

予算額：2,887千円 【環境生活部へ移行】

新県立博物館に公文書館機能を整備し、県の歴史的公文書や県史編さん関係資料などを保存、公開するための資料整理等を行います。

雇用対策の推進

(勤労・雇用支援室 224-2461)

【基本方針】

1. 若年者や障がい者などの特に就職が困難な方に対し、それぞれのニーズに対応したきめ細やかなターゲット施策を展開する。
2. 雇用機会の創出、職業能力開発機会の提供、セーフティネットの構築など、個別施策を下支えする総合的な支援を行う。
3. 市町、国等関係機関、関係部局と連携し、実効性のある就労支援を行う。

若年求職者支援

○国等関係機関と連携し、総合的な就労支援をワンストップで行います。
○社会人として必要となる基礎的な知識を高める研修や企業での実地研修などを行うことで、若年者の安定的な就労を支援します。

【主な事業】若者就職総合サポート事業
〔16,820千円〕
【雇用経済部へ移行】
「おしごと広場みえ」を拠点とするキャリアアカウンティングやセミナー等の総合的な就職支援サービスの提供

ターゲット施策の展開

若年無業者支援

○「地域若者サポートステーション」が若年無業者を対象に相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。

【主な事業】地域若者サポートステーション・ステップアップ事業
〔9,564千円〕
【雇用経済部へ移行】
県内4箇所の「地域若者サポートステーション」の支援

高齢者支援

○国、市町等関係機関と連携し、適職診断の実施や就職面接会の開催により高齢者の就労を促進します。

障がい者支援

○障がい者の就労を支援している関係機関との連携を強化するとともに、障がい者の就労支援や定着支援を強化します。
○事業主への働きかけや障がい者の態様に応じた職業能力開発を充実させます。

【主な事業】障がい者の「就労の場」開拓事業
〔21,762千円〕
【雇用経済部へ移行】
業種ごとの雇用モデルの創出による障がい者の就労支援・定着支援の強化や、補助制度の創設による障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社設立の支援

総合的支援の実施

雇用機会の創出

○関係部局や市町等と連携し、離職を余儀なくされた方のために、雇用機会の創出に取り組みます。

【主な事業】緊急雇用創出基金事業補助金
〔1,750,000千円〕
【雇用経済部へ移行】
市町等が行う雇用機会創出事業への助成

職業訓練

○離職者や高等学校卒業者等を対象に、求人・求職ニーズをふまえて、多様な職業訓練を実施します。

セーフティネット構築

○専任の相談員等による助言、弁護士相談、メンタルヘルスカウンセリングなど、労使などから寄せられる労働に関するあらゆる相談に対応します。

平成24年度当初予算主要事業

生活・文化部

電話番号

部長 224-2213

経営企画分野総括室長 224-2620

文化・生涯学習分野総括室長 224-2214

勤労・生活分野総括室長 224-2458

人権・社会参画・国際分野総括室長 224-2468

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～》</p> <p>〈施策名：(131) 犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 安全安心まちづくり事業 2,095千円 【(13101) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、団体間や地域の絆づくりを目的としたモデル事業を新たに実施するほか、自主防犯活動のリーダー養成や防犯に関するフォーラム等を実施し、地域の主体的な取組を促進します。(リーダー養成講座、みえ防犯キャンパス、フォーラム各1回予定)</p> <p>2 暴力団排除推進広報事業 434千円 【(13103) 組織犯罪対策の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 暴力団を排除し、県民等の安全で平穏な生活を確保するため、警察本部や教育委員会と連携を図りながら、広報啓発を実施します。</p> <p>〈施策名：(132) 交通安全のまちづくり〉</p> <p>1 交通安全運動推進事業 11,136千円 【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費) 県民の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を図るため、警察、市町、関係機関・団体等と連携して、四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動を行い、交通事故防止の喚起に取り組みます。</p> <p>2 交通安全研修センター管理運営事業 91,081千円 【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費) 三重県交通安全研修センターにおいて子どもから高齢者まで幅広い県民を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、地域や職域で活動する交通安全指導者の養成・資質向上に取り組みます。 併せて、交通情勢に応じた設備や機器の整備を行います。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2664) 【環境生活部へ移行】</p> <p>交通安全・消費生活室 (224-2664) 【環境生活部へ移行】</p> <p>交通安全・消費生活室 (224-2410) 【環境生活部へ移行】</p> <p>交通安全・消費生活室 (224-2410) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>3 交通弱者の交通事故防止事業 2,847千円 【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費) 老人クラブで活動する交通安全活動指導員(シルバーリーダー)を対象に、参加・体験型の交通安全教育を実施するとともに、必要な指導方法の教授や情報等の提供を行います。</p> <p>〈施策名：(133) 消費生活の安全の確保〉</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2410) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>1 消費者行政活性化基金事業 93,548千円 【(13301) 消費者の自立のための支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費) 基金を活用し、消費生活相談員の資質向上や消費者啓発等の人材を確保するなど、県内の消費者行政の中核センターとして県消費生活センターの機能を強化するとともに、市町の消費生活相談窓口充実への支援を行います。また、高齢者被害の防止のため、地域の啓発活動を担う人材の育成と教材の開発・提供により、地域における自主的な啓発活動を促進します。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2400) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>2 みえ・くらしのネットワーク事業 192千円 【(13301) 消費者の自立のための支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費) 消費者団体、事業者団体、行政等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を中心に、連携して啓発活動等を進めます。また、事業者団体の自主行動基準策定の検討を行います。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2400) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>3 消費者啓発事業 372千円 【(13301) 消費者の自立のための支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費) 消費者月間(5月)記念講演会や「出前講座」などの各種講座を開催するとともに、ホームページ、情報紙など各種広報媒体を活用して情報を提供します。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2400) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>4 相談対応強化事業 23,602千円 【(13302) 消費者被害の防止・救済】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費) 消費生活相談員の人材育成や弁護士など専門家の活用を図り、県消費生活センターにおいて、消費者からの相談に迅速かつ適正に対応します。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2400) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>5 事業者指導事業 2,652千円 【(13302) 消費者被害の防止・救済】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費) 特定商取引に関する法律等の関係法令に基づき、事業者を指導することにより、製品の安全性、表示の適正化、適正な消費者取引を確保します。</p>	<p>交通安全・消費生活室 (224-2400) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～》</p> <p>〈施策名：(211) 人権が尊重される社会づくり〉</p> <p>(一部新) 1 人権施策総合推進事業 9,605千円 【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費) 人権に関する県民意識調査を実施し、その結果を施策に活用するとともに、人権尊重の視点に立った行政を総合的、計画的に推進します。</p> <p>2 人権文化のまちづくり創造事業 1,432千円 【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費) 人権が尊重されるまちづくりが県内全域で展開されるよう、地域が主体的に開催する研修会等への講師派遣や、専門的助言等の支援を行います。 (講師派遣及びアドバイザー派遣等約18箇所実施予定)</p> <p>3 隣保館運営費等補助金 291,635千円 【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費) 市町が設置している隣保館における相談事業、啓発および広報活動、地域交流などの取組に対して支援し、隣保事業を推進します。</p> <p>4 人権啓発事業 50,416千円 【(21102)人権啓発の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費) 人権ポスター・メッセージの募集等参加型の人権啓発、電波等のメディアの活用、地域イベント等への出前啓発、スポーツ組織と連携した啓発等、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開します。</p> <p>(一部新) 5 インターネット人権モニター事業 2,512千円 【(21104)人権擁護の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費) インターネット上の差別表現の流布状況の把握に向けモニタリングを実施するとともに、地域における啓発やネットモニター等の活動を行うリーダーを養成し、地域が主体となって対応できる仕組みづくりを進めます。 (ネットモニターリーダー養成講座実施予定)</p> <p>〈施策名：(212) 男女共同参画の社会づくり〉</p> <p>1 男女共同参画センター事業 7,958千円 【(21202) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 三重県男女共同参画センターにおいて、県民の研修・学習、参画・交流を促進するとともに、情報発信、相談、調査研究の各種事業を推進します。</p>	<p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>人権室 (224-2278) 【環境生活部へ移行】</p> <p>男女共同参画・NPO室 (224-2225) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>◎ 2 (一部新) 女性の就労支援事業【緊急課題解決4】 14,406千円 【(21203) 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、相談および情報提供を行います。また、企業等に女性の就労継続に取り組むよう働きかけます。</p> <p>3 男女共同参画推進サポーター事業 2,674千円 【(21203) 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 地域における男女共同参画を推進するため、サポーターやコーディネーターを養成し、各地域で普及・啓発事業等を実施します。</p> <p>4 女性に対する暴力防止総合推進事業 1,335千円 【(21204) 性別に基づく暴力等への取組】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 女性に対する暴力をなくすため、女性に対する暴力防止セミナー等を開催するとともに、DV予防リーフレットによる啓発や相談窓口一覧の配布を行います。</p> <p>〈施策名：(213) 多文化共生社会づくり〉</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (224-2225) 【環境生活部へ移行】</p> <p>男女共同参画・NPO室 (224-2225) 【環境生活部へ移行】</p> <p>男女共同参画・NPO室 (224-2225) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ 1 (一部新) コミュニケーション施策推進事業【新しい豊かさ協創5】 13,231千円 【(21301) 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6国際化対応費) 防災等の地域社会で生活する上で必要な情報を、多言語ホームページ上で、映像も含めてわかりやすく提供するとともに、日本語指導ボランティアの育成等により、外国人住民のコミュニケーション能力の向上と人材育成を図ります。(日本語指導ボランティア研修 2回開催予定)</p>	<p>国際室 (222-5974) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ 2 (一部新) 外国人住民総合サポート推進事業【新しい豊かさ協創5】 34,659千円 【(21302) 外国人住民の地域社会参画支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6国際化対応費) 地域と連携した防災研修や災害に備えた相談体制の整備、医療・防災ボランティアの育成、外国人の子どもが将来に夢を持てるよう、先輩の成功例を紹介する「キャリアガイドDVD」の普及・啓発等により、外国人住民が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。(外国人向け防災セミナー 2回開催予定、医療通訳ボランティア養成研修 4回開催予定)</p>	<p>国際室 (222-5974) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ 3 (一部新) 多文化共生啓発・国際理解推進事業【新しい豊かさ協創5】 16,274千円 【(21302) 外国人住民の地域社会参画支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6国際化対応費) 市町やNPO等が企画段階から参画して実施する多文化共生啓発イベントを実施するとともに、ブラジル等から日本語教師を研修員として受け入れ、日本語指導方法等の研修を実施し、帰国後のネットワークを構築して日本語教育や文化の発展、三重県の情報発信等に貢献する人材を育成します。(日本語教師 8人受入予定 啓発イベント 1回開催予定)</p>	<p>国際室 (222-5974) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>〈施策名：(214) NPOの参画による「協創」の社会づくり〉</p>	
<p>1 (一部新) 災害ボランティア支援等事業 32,972千円 【(21401) 県民の社会参画活動への支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) みえ災害ボランティア支援センターの活動をとおして、東日本大震災の被災地・被災者を支援していきます。また、基金を設置し、新たな災害発生時におけるセンターの迅速な設置・運営に備えます。</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (222-5981) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>2 NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業【新しい豊かさ協創5】 60,080千円 【(21402) NPOが活発に活動できる環境の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 県民や企業等のNPOに対する理解を深め、NPOの活動に必要な資源(資金・人材・情報など)が提供される基盤づくりを行います(9箇所)。また、NPOとさまざまな主体が、長期的な視点からめざす姿を共有する指針を策定します。</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (222-5981) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ 3 (新) 協創の地域づくり推進事業【新しい豊かさ協創5】 3,687千円 【(21403) NPOとさまざまな主体との「協創」の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 「協創」の地域づくりを進めていくうえで、行政職員やNPOなどが「協創」の必要性を理解し、展開していくために必要なノウハウ・スキルを身につけることを支援します。</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (222-5981) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>4 (新) NPOと企業等のパートナーシップ促進事業【新しい豊かさ協創5】 5,826千円 【(21403) NPOとさまざまな主体との「協創」の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) NPOと企業の「協創」による新たな地域づくりを拡げていくため、両者が出会い、ともに課題に取り組むパートナーシップの構築を図ることができるよう支援します。</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (222-5981) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>5 (新) 災害時に備えたネットワーク強化事業【新しい豊かさ協創5】 4,580千円 【(21403) NPOとさまざまな主体との「協創」の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 災害ボランティア活動に関わるさまざまな主体をネットワーク化し、研修や訓練を通して、災害時に円滑かつ効果的に支援活動を行うための環境を整備します。</p>	<p>男女共同参画・NPO室 (222-5981) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・ 電話番号
<p>《政策名：教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～》</p> <p>〈施策名：(221) 学力の向上〉</p>	
<p>1 私立高等学校等振興補助金 4,689,160千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>公教育の一翼を担っている私立学校(小・中・高校)において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるとともに、児童生徒の就学上の経済的負担の軽減を図るため、経常的経費への支援を行います。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>
<p>2 私立幼稚園振興補助金 1,878,589千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>公教育の一翼を担っている私立幼稚園において、個性豊かで多様な教育が推進されるとともに、園児の就園上の経済的負担の軽減を図るため、経常的経費への支援を行います。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>
<p>3 私立高等学校等就学支援金交付事業 1,828,290千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>家庭の状況にかかわらず、すべての学ぶ意欲のある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、私立高等学校等の生徒に対し、一人当たり月額9,900円(低所得世帯には、その倍額または1.5倍)を交付します。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>
<p>4 私立高等学校等授業料減免補助金 70,068千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>経済的理由により就学が困難な私立高校生等の授業料について、私立高等学校等が減免することに対し、補助を行います。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>
<p>5 私立高等学校等入学金補助金 11,425千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>経済的理由により就学が困難な私立高校生等の入学金について、私立高等学校等が減免することに対し、補助を行います。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ 6 (新) 私立学校校舎等耐震化整備費補助金【緊急課題解決1】 48,752千円</p> <p style="text-align: right;">【(22105) 私学教育の振興】</p> <p>(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)</p> <p>私立学校等における校舎等の耐震化事業に対して補助を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進します。</p>	<p>生活・文化総務室 (224-2161)</p> <p>【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～》</p> <p>〈施策名：(261) 文化の振興〉</p> <p>1 文化にふれる機会提供事業 10,500千円 【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 県民が文化活動の成果を発表する場として、「県民文化祭」「県展」「音楽コンクール」を県民総ぐるみの文化の祭典「みえ文化芸術祭」として総合的に開催します。</p> <p>2 文化交流機能強化事業 17,962千円 【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 文化交流ゾーンを構成する各施設の魅力をPRするとともに、各施設が連携・協力し所蔵する資料等を最大限生かした魅力ある展示等を実施します。</p> <p>3 文化交流ゾーン環境整備事業 46,744千円 【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 文化交流ゾーンとして位置づける総合文化センターと新県立博物館との一体的な利用を促進するため、広場や付替道路等の環境整備を行います。</p> <p>4 文化会館事業 46,172千円 【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費) 質の高い文化芸術公演の実施やアウトリーチ活動、人材育成に取り組み、県民がさまざまな文化芸術にふれ親しむ機会の提供を行います。</p> <p>5 地域の文化資産活用促進事業 2,286千円 【(26102) 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 歴史街道やまちかど博物館の地域の歴史的・文化的資産を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。</p> <p>◎ 6 こころのふるさと齋宮づくり事業 97,476千円 【(26102) 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 11齋宮歴史博物館費) 平安時代の齋宮が体感できるよう、平成26(2014)年度の完成をめざして、東部整備基本計画に基づき、3棟の復元建物の実施設計および基盤整備を行います。</p>	<p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p> <p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p> <p>新博物館整備推進室 (228-2283) 【環境生活部へ移行】</p> <p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p> <p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>〈施策名：(262) 生涯学習の振興〉</p>	
<p>◎ 1 新県立博物館整備事業 5,167,626千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 建築工事、展示製作、情報システムの構築などの施設整備、公文書館機能の整備を含む開館後の博物館活動や運営の構築に、県民や地域の団体、関係機関の皆さんと取り組むとともに、新博物館の魅力を伝える広報をより広く展開します。</p>	<p>新博物館整備推進室 (228-2283) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>2 豊かな体験活動推進事業 8,553千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費) 各生涯学習施設が、市町や活動団体と連携し、次世代を担う子ども等を対象に文化・芸術や歴史などに関する参加体験型の学習機会を提供します。</p>	<p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>3 生涯学習センター事業 13,506千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費) 多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、情報収集、学習機会の提供を行うとともに、市町の生涯学習や地域づくりを支援するための研修会を開催します。</p>	<p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>4 学びの拠点活用支援事業 3,569千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費) 三重県図書館情報ネットワークを核とした情報・物流ネットワークの強化により協力貸出の充実を図るとともに、市町立図書館等の職員を対象にさまざまな研修を実施するなど、県内図書館の充実を図ります。</p>	<p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p>
<p>◎ (新) 5 美術館開館30周年記念事業 34,330千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 10美術館費) 県立美術館の開館30周年を記念して、企画展「KATAGAMI Style」展を開催します。</p>	<p>文化振興室 (224-2233) 【環境生活部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《政策名：雇用の確保 ～誰もが働ける社会～》</p> <p>〈施策名：(331) 雇用への支援と職業能力開発〉</p>	
<p>◎ 1 若者就職総合サポート事業【緊急課題解決4】 16,820千円 【(33101)若年者の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 若年者の安定した就労に向け、「おしごと広場みえ」を拠点に、キャリアカウンセリングやセミナー等の総合的な就職支援サービスを提供します。</p>	<p>勤労・雇用支援室 (222-3300) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>2 若年求職者等人材育成事業【緊急課題解決4】 153,266千円 【(33101)若年者の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 新卒未就職者や不安定な就労状況にある若年者を対象に、社会人として必要となる基礎的な知識を高める研修や企業での実地研修などを行い、早期に就職できるよう支援します。</p>	<p>勤労・雇用支援室 (222-3300) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>◎ (新) 3 地域若者サポートステーション・ステップアップ事業【緊急課題解決4】 9,564千円 【(33101)若年者の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 若年無業者の職業的自立に向け、県内4箇所「地域若者サポートステーション」が相談、自立訓練、就労体験などを一体的に実施できるよう支援します。</p>	<p>勤労・雇用支援室 (246-1212) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>◎ (新) 4 障がい者の「就労の場」開拓事業【緊急課題解決6】 21,762千円 【(33102)障がい者、高齢者等の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 障がい者の雇用促進を図るため、業種ごとの雇用モデルを創出し、就労支援や定着支援を強化するとともに、障がい者雇用アドバイザー等を通じて、雇用モデルの県内の事業所への普及を図ります。また、特例子会社設立補助金(予算額3,000千円)を創設し、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社の設立を支援します。(5事業所において雇用モデルを作成)</p>	<p>勤労・雇用支援室 (224-2461) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>(新) 5 障がい者就労アプローチ支援事業【緊急課題解決6】 5,324千円 【(33102)障がい者、高齢者等の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 障がい者の就労支援のため、障がい者個々の適性に応じた短期職場実習を実施します。(延べ63人予定)</p>	<p>勤労・雇用支援室 (224-2465) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>6 高齢者就労マッチング事業 1,203千円 【(33102)障がい者、高齢者等の雇用支援】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 高齢者の就労を促進するため、適職診断や就職面接会などを実施します。(就職面接会6回開催予定)</p>	<p>勤労・雇用支援室 (224-2465) 【雇用経済部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
◎ 7 緊急雇用創出基金事業補助金 1,750,000千円 【(33103)雇用施策の地域展開】 (第5款 労働費 第1項 労政費 1 労政総務費) 離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対し市町等が行う雇用機会創出事業に助成します。	勤労・雇用支援室 (224-2461) 【雇用経済部へ移行】
8 公共職業訓練事業【緊急課題解決4】 412,173千円 【(33104)職業能力開発への支援】 (第5款 労働費 第2項 職業訓練費 2 技術学校費) 離職者や高等学校卒業者等を対象に、求人・求職ニーズをふまえ就職につながるよう多様な職業訓練を実施します。 (施設内訓練11科、委託訓練約60コース予定)	勤労・雇用支援室 (224-2465) 【雇用経済部へ移行】
9 技能振興事業 28,956千円 【(33104)職業能力開発への支援】 (第5款 労働費 第2項 職業訓練費 1 職業訓練総務費) 勤労者の技能向上や技能尊重の機運を醸成するため、技能検定や優秀な技能者の表彰等を実施します。	勤労・雇用支援室 (224-2465) 【雇用経済部へ移行】
(施策名：(332)働き続けることができる環境づくり)	
(新) 1 働き方改革推進事業 2,096千円 【(33201)ワーク・ライフ・バランスの推進】 (第5款 労働費 第1項 労政費 3 労働福祉費) 企業における長時間労働の見直し、仕事と家庭が両立できる労働環境の確保、主体的なワーク・ライフ・バランスの取組などが進展するよう、労使団体、国、市町などさまざまな主体と連携して、企業への普及・啓発等に取り組みます。	勤労・雇用支援室 (224-2454) 【雇用経済部へ移行】
2 働きやすい職場づくり事業 2,734千円 【(33202)男女が共に働きやすい職場づくり】 (第5款 労働費 第1項 労政費 3 労働福祉費) 男女が共に働きやすい就労環境の整備が進むよう、雇用機会の均等や女性の活躍支援、仕事と生活の調和などを積極的に推進する企業等を認証・表彰するとともに、それらの取組内容等を広く紹介します。	勤労・雇用支援室 (224-2454) 【雇用経済部へ移行】
3 労働者福祉対策資金貸付等事業 1,174,873千円 【(33202)男女が共に働きやすい職場づくり】 (第5款 労働費 第1項 労政費 3 労働福祉費) 中小・零細企業で働く勤労者が、より質の高いライフスタイルを実現できるよう、住宅、育児・介護等、生活基盤に関わる資金を援助し、勤労者の生活の安定を図ります。(融資枠：中小企業勤労者持家対策資金貸付金4億円、育児・介護休業生活資金貸付金2千万円)	勤労・雇用支援室 (224-2454) 【雇用経済部へ移行】

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>4 若手人材育成・定着支援事業 4,932千円 【(33203) 勤労者福祉の推進】 (第5款 労働費 第1項 労政費 3 労働福祉費) これから就職をめざす若者が職業意識を高め、社会に出る準備ができるよう、「働くルール」の啓発や企業現場を知る機会の提供など、高校生等を支援するとともに、採用された若者を定着させるため、企業の人材育成の取組を支援します。</p>	<p>勤労・雇用支援室 (224-2454) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>5 ライフ・ワークサポート三重推進事業 12,830千円 【(33203) 勤労者福祉の推進】 (第5款 労働費 第1項 労政費 2 労働教育費) 労働者および使用者が抱える労働問題の解決に向けて、また、離職者等に対するセーフティネットの一環として、労使などから寄せられるさまざまな相談に対して、専任の相談員などが助言等を行います。</p>	<p>勤労・雇用支援室 (224-2454) 【雇用経済部へ移行】</p>
<p>《政策名：世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～》</p>	
<p>〈施策名：(343) 国際戦略の推進〉</p>	
<p>(一部新) 1 友好提携等推進事業 7,614千円 【(34301) 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進】 (第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費) 姉妹提携 20 周年を迎えるスペイン・バレンシア州との記念事業を実施するとともに、姉妹・友好提携先とのネットワークを拡充し、海外に向けた情報発信に取り組みます。</p>	<p>国際室 (222-5974) 【雇用経済部観光・国際局へ移行】</p>
<p>(新) 2 国際ネットワーク強化推進事業【新しい豊かさ協創4】 3,057千円 【(34301) 国際交流・貢献活動のネットワーク化の推進】 (第7款 商工費 第1項 商工業費 7 新産業振興費) これまでの文化交流に加え、産業・観光等の経済分野での事業者の活動を支援するため、在日大使館、領事館などの政府機関等とのネットワークを構築し、三重の魅力を海外に向けて情報発信し認知度アップを図ります。</p>	<p>国際室 (222-5974) 【雇用経済部観光・国際局へ移行】</p>
<p>《施策の推進を支えるために》</p>	
<p>〈(行政運営6) 広聴広報の充実〉</p>	
<p>1 情報公開制度運営費 5,664千円 【(40603) 行政情報の積極的な公開と個人情報保護の適正な保護】 (第2款 総務費 第2項 企画費 6 情報公開費) 職員研修の充実を図りながら、情報公開制度の的確な運用に努めます。</p>	<p>情報公開室 (224-2071) 【戦略企画部へ移行】</p>
<p>2 個人情報保護対策費 1,276千円 【(40603) 行政情報の積極的な公開と個人情報保護の適正な保護】 (第2款 総務費 第2項 企画費 6 情報公開費) 職員が的確な対応を確保するための研修の充実を図りながら、個人情報保護制度の適正な運用に努めます。</p>	<p>情報公開室 (224-2071) 【戦略企画部へ移行】</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当室・電話番号
<p>《民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）》</p> <p>1 労働委員会費 21,365千円</p> <p style="text-align: center;">【(50004) 労働関係の調整】</p> <p>(第5款 労働費 第3項 労働委員会費 1 労働委員会費)</p> <p>労働組合や労働者への不当労働行為を排除するほか、労使間の争議（労働者個人と事業主との紛争を含む）を円満に解決するとともに、労働組合の民主性および自主性の確保に努め、使用者と労働者が対等の立場で安心して働くことができる労働環境づくりを支援します。</p>	<p>労働委員会事務局</p> <p>(224-3033)</p>

平成24年度当初予算 債務負担行為

【新規】

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	945
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	平成24年度～平成25年度	104,475
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る協定	平成24年度～平成27年度	116,874
新県立博物館情報システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成25年度～平成30年度	241,244
文化交流ゾーン環境整備事業（連絡ブリッジ整備工事）に係る契約	平成24年度～平成25年度	188,392
文化交流ゾーン環境整備事業（工事監理業務委託）に係る契約	平成24年度～平成25年度	1,527

三重県交通安全研修センター指定管理者制度活用の方針（案）

（平成24年度一般会計予算 債務負担行為設定に係る指定管理）

1 指定管理者制度の活用に当たっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県交通安全研修センター（以下「センター」という。）の管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上及び経費の縮減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的（役割）

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせることをセンターの運営方針とします。

また、交通事故から身を守る理論（知識）を習得した上で、その理論（知識）を実践に結びつける能力（技能）を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ることとします。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称

三重県交通安全研修センター（平成7年5月開設）

イ 所在地

三重県津市垂水 2566 番地（三重県運転免許センターの4階に併設）

ウ 施設の構造規模等

敷地面積（屋外施設） 12,821.63 m²

主な内訳 自転車コース 4,069.89 m²

自動車体験コース 8,572.24 m²

車庫 179.5 m²

延床面積（屋内施設） 1,339.00 m²

主な内訳 講習室、視聴覚室、シミュレータ室、展示・体験コーナー、事務室、トイレ、通路

車両等 自動車4台（トラック1、教習車2、連絡車1）、自転車47台

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 交通安全に関する教育の実施に関する業務
- (イ) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) その他管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- (ア) 指導者養成・資質向上講座受講者数 毎年度 1,000人以上
【平成22年度実績 669人】
- (イ) 団体研修受講者数 毎年度 6,000人以上
【平成22年度実績 4,908人】
- (ウ) 一般利用者数 毎年度 43,000人以上
【平成22年度実績 34,954人】
- (エ) 研修により行動や意識に変化があったと回答した受講者の割合 毎年度 100%
【平成22年度実績 98.0%】

(6) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間を予定しています。

(7) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額	116,874千円	(3年間)	(消費税及び地方消費税を含む。)
(内訳) 平成25年度	38,958千円		
平成26年度	38,958千円		
平成27年度	38,958千円		

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

なお、創造的な交通安全教育を実施していくため、指定管理開始後にスタッフが交通安全教育に関する専門研修を受講できる機会を確保するとともに、交通安全教育指導者の養成や効果的な教育プログラムの開発などについての独創的な提案に対する配点にウェイトを置くこととします。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、三重県交通安全研修センター条例第6条の2の規定に基づき、県職員以外の有識者等で構成する「三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮したうえ、弁護士、税理士（または公認会計士）、交通安全教育に関する有識者、施設利用者の代表（公募により選定）などによる民間委員（5名を予定）で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項

平成24年	4月～	選定委員会公募委員の募集
	6月	選定委員会の設置・開催
	7月～8月	指定管理者の公募
	10月	第2回定例会9月会議に選定過程の状況を報告
	10月～11月	選定委員会による審査・指定管理候補者の選定
	11月	第2回定例会11月会議に指定管理者指定議案を提出
平成25年	1月～3月	指定管理者の指定、指定の告示
		指定管理者との協定の締結、引継
	4月	指定管理者による施設管理を開始

2 議案第19号 三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金 条例案について

1 制定の経緯

大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組む特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置します。

2 制定内容

基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定します。

3 基金を活用した今後の取組

基金を活用して以下の4つの取組を実施します。

① 災害時NPO活動支援事業

平常時から、さまざまな分野のNPOと協定を締結し、災害時に必要に応じてNPOへ資金支援ができるよう、備えます。

② みえ災害ボランティア支援センター事業

災害時、県内各地の災害ボランティア活動を後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」へ迅速に資金支援を行えるよう、備えます。

③ 災害時に備えたネットワーク強化事業

平常時から、災害ボランティア受入訓練や研修会等を通じて、NPO・企業・団体・行政などのさまざまな主体が連携するための広域的なネットワークを構築します。

④ NPO活動促進事業

さまざまな社会課題に取り組むNPOの継続的な活動を促進するため、資金支援を行います。

4 平成24年度に実施する取組

(1) 平成24年度当初予算で積立金14,580千円を計上し、基金を造成します。

(2) ①・②は、新たに災害が発生した際に、必要に応じてNPOやみえ災害ボランティア支援センターに対して資金支援を行います。

(3) ③は、平成24年度から取り組んでいきます。

(4) ④については、平成24年度に具体的な事業のあり方を検討します。

5 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例案

右提出する。

平成二十四年二月十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例

(設置)

第一条 災害ボランティア活動を支援するとともに、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、大規模な災害によって被災した県内外の地域における復旧復興のために、自主的かつ主体的に行われる活動及び当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための活動をいう。

(積立て)

第三条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

提案理由

大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組む特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進する

ため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金実施要綱（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例（平成24年三重県条例第●●号。以下「条例」という。）第八条に基づき、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金（以下「基金」という。）の管理に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、「NPO」とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 一 非営利の活動を行っている民間の団体であること（但し、法人格の有無は問わない）
 - 二 定款又は規約等の書類が整備され、組織化された団体であること
 - 三 継続した活動が期待されるものであること
 - 四 宗教活動や政治活動を主たる目的とした活動ではないこと
 - 五 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- 2 この要綱において、「災害時」とは、次に掲げるいずれかの期間をいう。
- 一 みえ災害ボランティア支援センターが設置され、閉鎖されるまでの期間
 - 二 知事が特に認める期間

第2章 基金の造成

（基金の造成）

第3条 基金は、一般会計積立金、県民や企業等からの寄附金及びこの基金の運用から生ずる収益を財源とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、造成する。

- 2 条例第二条に規定する災害ボランティア活動又はNPO活動の促進を図るための事業資金として受納した寄附金は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

第3章 基金の処分

（基金の処分）

第4条 条例第六条の規定に基づき基金を処分することができる事業は次に掲げる事業とする。

- 一 災害時NPO活動支援事業
- 二 みえ災害ボランティア支援センター事業
- 三 災害時に備えたネットワーク強化事業

四 NPO活動促進事業

- 2 前項第一号及び第二号の事業については、災害時に、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。
- 3 第1項第三号及び第四号の事業については、別に定めるところにより実施されるものに対して、その経費の財源に充てることができる。

第4章 基金の運営

(運営委員会)

第5条 基金制度、事業選定等に関し、検討を行うため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、学識経験を有する者等の中から知事が委嘱する。
- 3 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は別途定める。

(広報)

第6条 基金の運用状況等については、ホームページ等により広報を行うものとする。

(庶務)

第7条 基金に関する庶務は、環境生活部男女共同参画・NPO課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

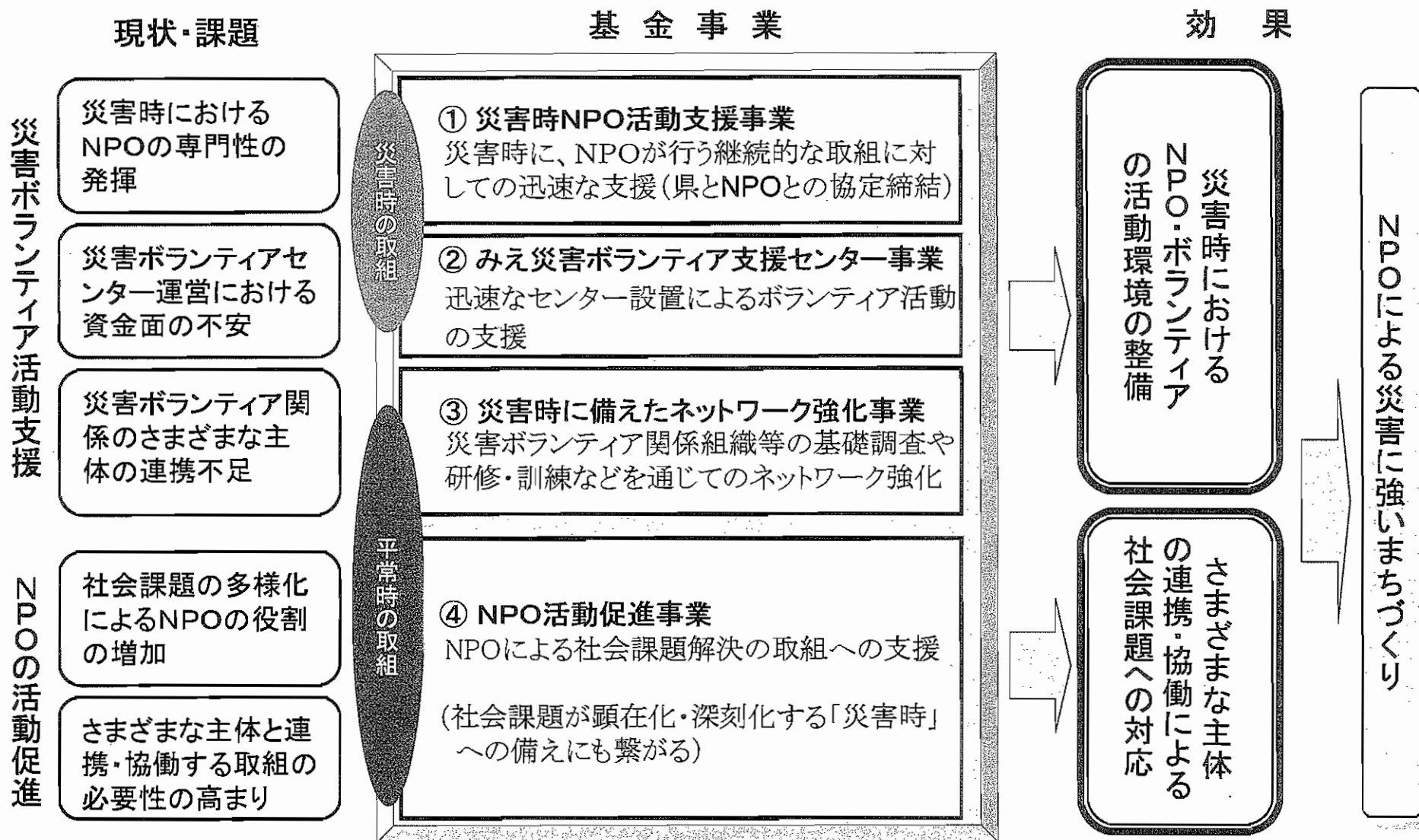
第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金

大規模な災害からの早期の復旧復興のための災害ボランティア活動を支援するとともに、様々な社会的な課題に取り組む特定非営利活動法人等の民間非営利組織の活動を促進するため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金を設置する。



3 議案第28号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の給料について規定を整備します。

2 改正内容

語学指導等を行う外国青年の給料の上限額を、年額390万円から年額396万円に改正します。

3 改正の考え方

今回の見直しでは、これまで一律であった給料を、経験年数に応じて昇給させることにより、外国青年の再任用にインセンティブを与え、優秀な人材の確保を図ることを目的として改正を行いました。

4 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

○ 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第二条 外国青年の給料の額は、年額三百九十六万 円のの範囲内とし、その月額は、任命権者が知事と 協議して定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第二条 外国青年の給料の額は、年額三百九十万円円 の範囲内とし、その月額は、三十万円を基準とし て任命権者が知事と協議して定める。</p> <p>2 (略)</p>

参考条文

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基づき、語学指導又は国際交流活動を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

4 議案第35号 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備します。

2 改正内容

条例の有効期限を、平成25年3月31日から平成26年3月31日まで延長します。

3 基金を活用した今後の取組

東日本大震災や円高等の影響による失業者や、特に厳しい雇用環境にある若年者や障がい者の支援につながるよう、介護や農林水産等の成長分野での雇用機会を創出する「重点分野雇用創出事業」や地域のニーズに応じた人材育成を行う「地域人材育成事業」と、東日本大震災等の影響による失業者（被災失業者若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者）に短期の雇用機会の提供や人材育成を行う「震災等緊急雇用対応事業」に、県と市町が一体となって取り組みます。

特に県事業では、新規雇用者のスキルアップを図ることにより、事業終了後の雇用につなげていく「地域人材育成事業」などの人材育成事業を積極的に実施し、より一層効果的な雇用の創出に取り組んでいきます。

4 施行期日

公布の日から施行します。

○三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十六年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略) (条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略) (経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十五年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

参考条文

(設置)

第一条 国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、緊急かつ一時的な雇用の機会を創出し、並びに求職者に対する生活及び就労に関する相談等並びに住宅の確保等の必要な支援を行うため、三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

5 議案第75号 平成23年度三重県一般会計補正予算(第11号)について

■一般会計補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の予算額
総務費	生活文化費	7,615,665	▲ 72,876	7,542,789
労働費	労政費	8,297,976	▲ 583,169	7,714,807
	職業訓練費	919,675	▲ 109,919	809,756
	労働委員会費	94,819	▲ 33	94,786
教育費	私学振興費	8,699,448	35,063	8,734,511
合	計	25,627,583	▲ 730,934	24,896,649

平成23年度 三重県一般会計補正予算(第11号)主要項目

一般会計補正予算総額： ▲ 730,934 千円

(単位:千円)

款 項 目	事 業 名	補正前の額	補正予算額 (第11号)	補正後の額	説明 (主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	給与費	1,506,835	17,402	1,524,237	人件費の精査による増
(3) 文化振興費	文化創造活動支援事業費	151,507	70,493	222,000	三重県文化振興基金積立金の増(85,475)
	新県立博物館整備事業費	1,825,125	▲ 14,277	1,810,848	事業費の精査による減(▲11,936)
(4) 人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費	453,244	▲ 18,564	434,680	隣保館整備費補助金の事業費精査による減(▲11,228)
(6) 国際化対応費	国際交流活動の支援費	115,216	▲ 9,795	105,421	事業費の精査による減
(7) 消費生活事業費	消費生活総務費	121,891	▲ 41,345	80,546	消費者行政活性化基金事業費の減(▲40,982)
(8) 総合文化センター費	総合文化センター管理運営費	1,488,336	▲ 19,974	1,468,362	舞台関連修繕工事の設計変更及び入札差金による減(▲18,761)
5 労働費					
1 労政費					
(1) 労政総務費	雇用対策基金事業費	6,153,646	▲ 290,323	5,863,323	緊急雇用創出基金事業補助金の減(▲300,000)
(3) 労働福祉費	勤労者生活安定支援事業費	1,347,468	▲ 227,250	1,120,218	労働者福祉対策資金貸付の実績確定による減(▲225,750)
2 職業訓練費					
(1) 職業訓練総務費	職業能力開発運用事業費	58,773	▲ 26,431	32,342	地域ニーズ対応型職業訓練助成事業費の減(▲13,570)、アピリティーUP支援事業費の減(▲12,674)
(2) 技術学校費	公共職業能力開発推進事業費	499,653	▲ 82,427	417,226	職業訓練受講者数の減などによる公共職業訓練費の減(▲66,359)
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立学校振興費	8,699,448	35,063	8,734,511	私立高等学校等就学支援金交付事業費の増(32,932)
【歳入】	(細節)				
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(1) 総務費補助金	電源立地地域対策交付金	100,000	86,241	186,241	文化振興基金積立金の増
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金	3,489,036	▲ 364,709	3,124,327	緊急雇用創出基金事業費の減

平成23年度三重県一般会計補正予算（第11号） 債務負担行為

【追加】

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業等人権活動支援人材育成事業委託に係る契約	平成23年度～平成24年度	9,576
障がい者雇用企業情報コーディネート緊急雇用創出事業委託に係る契約	平成23年度～平成24年度	37,684
障がい者就業支援緊急雇用創出事業委託に係る契約	平成23年度～平成24年度	9,970
中高年齢者雇用支援事業委託に係る契約	平成23年度～平成24年度	10,184

平成23年度三重県一般会計補正予算（第11号） 繰越明許費

【追加】

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
総務費	生活文化費	新県立博物館整備事業費	459,060

(所管事項説明)
第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-1	隣保館整備費補助金	津市 津市西丸之内23-1	11,400 (H25.3)	市町の設置する隣保館における、耐震・バリアフリー等の改修工事に対して補助する。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権室	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
1-2	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	15,000 (H25.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助する。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-3	同上	四日市市 四日市市諏訪町1-5	18,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-4	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	23,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-5	同上	津市 津市西丸之内23-1	96,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

37

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-6	隣保館運営費等補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	27,000 (H25.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助する。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権室	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
1-7	同上	明和町 多気郡明和町大字馬之上945	10,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-8	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	23,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-9	同上	志摩市 志摩市阿児町鶴方3098-22	10,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-10	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	61,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-11	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	18,000 (H25.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

38

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-12	三重県緊急雇用創出基金事業市町等補助金	津市 津市西丸之内23-1 他23市町	1,750,000 (未定)	地域の実情に即した事業の実施により、失業者の雇用機会の創出を図る。	(目的・理由) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金として国から交付を受け、造成した基金を活用し、緊急且つ臨時的な雇用創出を図る。 (根拠) 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 生活・文化部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会を創出する。	勤労・雇用支援室	労働費	労政費	労政総務費	雇用対策基金事業費
1-13	技能向上対策費補助金	三重県職業能力開発協会 津市栄町1丁目954	26,000 (H24.9)	技能の普及振興を図るため、客観的な技能の評価を行う技能検定制度の普及と充実を推進し、技能検定及びその他技能検定試験に関する業務を行う。	(目的・理由) 同協会の活動の安定的な運営のための支援を行う。 (根拠) 職業能力開発促進法 技能向上対策費補助金交付要綱 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 技能検定の公正な実施及び客観的な技能評価の普及と充実のため、公的関与が必要である。	勤労・雇用支援室	労働費	職業訓練費	職業訓練総務費	技能尊重社会形成事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-14	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町 多気郡明和町大字馬之上945	18,412 (H24.4)	国史跡の活用を図るため、歴史体験事業を実施する「いつきのみや歴史体験館」の普及・啓発事業等に係る経費に補助する。	(目的・理由) 斎宮跡の魅力を向上させ、生涯学習の場として利用される施設を維持し、斎宮跡の活用を図る。 同施設では、県の委託を受けた歴史体験事業が実施されるなど、斎宮歴史博物館と一体となり斎宮跡の活用事業、情報発信において重要な役割を担っており、斎宮跡の効果的・効率的な普及・啓発事業等を展開するための経費を補助する。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館が有機的に結びつき、生涯学習の拠点として活用されることは、県民文化の向上につながるものであり、その一翼を担う公共施設(いつきのみや歴史体験館)への経費補助は公益性の高いものである。	文化振興室	総務費	生活文化費	斎宮歴史博物館費	斎宮歴史博物館費
1-15	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238 他14法人及び1団体	4,689,160 (H24.6)	私立高等学校等における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費

40

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-16	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2 他43法人	1,878,589 (H24.6)	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
1-17	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町398-1	149,096 (H24.7)	私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に補助する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-18	私立専修学校振興補助金	学校法人 大橋学園 四日市市浜田町13-29 他17法人及び個人	39,398 (H24.6)	私立専修学校における教育に係る経常的経費に補助する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
1-19	私立学校校舎等耐震化整備費補助金	学校法人 鈴鹿学園 鈴鹿市神戸2丁目20-18 他6法人	48,752 (H25.3)	私立学校が行う校舎等の耐震診断、耐震補強工事、改築工事に対して補助する。	(目的・理由) 私立学校における校舎等の耐震化事業に対して補助を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進する。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上